

まえがき

国民医療費の増加とともに、国民健康保険制度を維持するための負担が増加しています。この制度を維持していくためには国民医療費を少しでも減らすこと、すなわちジェネリック医薬品の使用が求められています。

国は平成32年9月までにジェネリック医薬品の使用割合を80%以上にする目標を定めています。大阪府でもジェネリック医薬品の安心使用促進に取り組んでいます！

平成29年6月、大阪府はジェネリック医薬品の使用割合が高い薬局に対し、その理由を探るべく、アンケートを行いました。このような薬局では、処方せんを応需している主な医療機関が、ジェネリック名または一般名処方をしていること、また薬剤師が患者へ積極的にジェネリック医薬品を勧めていることが分かりました。

このハンドブックは、その結果から患者へのジェネリック医薬品の勧め方好実例についてまとめたものです。薬剤師の取り組みでジェネリック医薬品の安心使用を促進していきましょう！

① 患者の意向を把握する方法は？

ジェネリック医薬品を勧める際に、口頭により意向確認を行っている薬局が多いことが分かりました。薬剤師が患者と信頼関係を築き、個々の状況に応じた相談の中で、ジェネリック医薬品を勧めていくことが重要です。

1 口頭による意向確認 (60.2%)

2 アンケートによる意向確認 (28.4%)

3 薬歴管理簿 (8.5%)

4. 患者が持参したお薬手帳 (2.6%)

5. その他 (0.3%)